第三者監理方式に対する疑問と意見

東京都港区西麻布2-24-3-401 ㈱井上博設計事務所 代表取締役 井上博

先日JIAから「第三者監理方式の実態は」という小冊子が送られてきた。これを読んでの疑問と私なりの意見を取り敢えず述べる。

まず国土交通省の澤永調査官の発言で、

「図面に十分に表現できないものを設計意図伝達業務として設計者に委託し、 品質管理の部分を設計者とは別の第三者に委託する」

という発言があったが、この「図面に十分に表現できないもの」(以下「表現できないもの」と略称する)の定義がはっきりしないために討論は混乱に陥った。そのうちに、第三者監理者の主務は表現できないものの伝達であるかの如き議論となり、果ては「第三者監理者を競争入札で決めている」とか、「官庁の天下りの人が組織を作って監理をやっているケースも多くある」とかの発言があった。競争入札だとか天下りの組織とかの論は言語道断としても、表現できないものの定義をはっきりしないと、これ以上の議論は無意味と感じた。さらに、表現できないものの主要な原因として、「公共工事ではメーカー特定ができない」というところに議論は飛び火して、ますます混乱は大きくなった。そのうちに横山教授の、

「建築を離れて30年たったが、今日の話を聞いて建築家の発想は全然変わっていないとの感想を持った。内容については、こういう状態にしたのは建築家自身で、身から出た錆であり、反省がどこにあるのか。・・・(中略)・・・この議論を聞いていると、この問題を建築家がサポートしているようには見えない。場合分けをしなければいけない。設計事務所の監理能力の現状認識も必要。この議論を繰り返してもなにも変わらない。国交省の概念図もひどい。ある水準をもって議論して欲しい。世間一般で受け入れられる議論にして欲しい。」

という発言があった。

筆者井上博としては、この横山発言に満腔の賛意を表明するものである。 横山発言を受けて吉岡弁護士の、 「実際面で、問題があるのは判る。しかし、理論的にどうか、JIAの考えには理論的に疑問がある。設計図書だけでは設計意図が伝わらない、ということでは、弁護士としては<u>それで良いのか</u>と思う。契約図をつくるところで、それはできないということになると、設計図がないところで家を造って、欠陥住宅ができるのとどこが違うのかと思う。イギリスで出来て日本で出来ないとは、なぜか。・・・(中略)・・・そもそも、建築確認は、行政には責任がなく書面さえあればOKになる。行政を訴えることは出来ないが、監理者は訴えられることになって、第三者監理の受け手がなくなると思う。」

という発言も正論だと思う。

しかし現在の日本の建築界では、横山・吉岡両氏の発言が正当に受け入れられるとは思えないという感覚も私にはある。

ならばどうすれば良いか。私なりに考えたことを以下に述べる。

- 1.公共工事の設計においてメーカーの特定ができないという点をJIA,国 交省討論の第一課題とする。
- 2.メーカーの特定ができれば実施設計図は確実にできて、設計意図の伝達も 十分にできる・・・というような意味の発言が、議論の過程においてしばし ばあった。しかし議論の中では、
 - 「第三者監理方式の採用理由として、設計図書の品質低下があげられ、 そのため、現場の監理をしながら設計品質低下を補っている、との 声も国土交通省から出されている。」

という発言もあった。故にJIA - 国交省会談では、公共工事の設計を受けている設計者を、国交省が信頼することができるのかできないのかを、 真剣にかつ具体的に或いは項目別にでも検討すべきである。

井上博の私見としては、全ての設計者を無条件に信用することは不可能であるうと思う。横山発言の中で、

「場合分けをして、マッチングさせることの必要がある」 との一節があるが、このことも真剣に考えられるべきであろう。

3. 選永発言の冒頭に、

「国交省の工事監理には二つの性格がある。一つは設計者が行う設計 監理で、図面表現できない部分、または施工段階でしか検討・確認 できない部分を行う業務であり、もう一つは品質管理的なもので第 三者的な立場で設計図どおりできているか確認する業務である。同 一者ではこの二つを同時に、かつ十分に実施することが出来なかっ たので、二つに分けて発注することにした。」とある。

この発言の前段階、すなわち表現できないものについては、1 . 2 . で述べたような深刻な問題が含まれている。しかし後段の「もう一つの品質管理的なもの」については、設計者或いは監理者が十分な知識と体験を有していれば、今日今すぐにでも十分に実現できることである。すなわち、生コンクリートの品質,コンクリート打設技術,鉄骨の設計と施工に関する技術,電気設備・給排水衛生空調設備に関する知識と技術等々の品質管理・技術管理等は、確実にできることばかりである。6月25日のJIAシンポジウムでは、この問題は誰一人発言しなかった。あまりにも明白なことがその理由の1で、理由の2は我が国での設計者・監理者に対する実務教育があまりにもお粗末で、建築士の試験も最近では新規の建築士の増加を抑制するかのような傾向になっているらしい。建築士の資格試験もこの際見直すべきであると提案したい。

4.3.で述べた構造・設備の監理問題のうち、構造に関しては2000年8月および9月に「井上博の提案シリーズ」としてホームページに発表したものを、一例としてここに再度提案したい。

構造性能評価法の提案

工事監理技師制度の提案

理想のコンクリート打設の提案

この他にも同様な提案はいくらでも数多くできるはずである。日本中で真 剣に実務に取り組んでいる設計者は無数にいるはずであるが、今日までこ れらのように具体的な提案を行った例がなかっただけの話である。

5.横山発言にあったように、日本の建築界の発想は30年前と(井上に言わせれば40年前)全然変わっていない。上述の ~ の提案も、私的な会合の席上では非常に好評をもって迎えられるが、国交省やJIA等を含む公的な会場では、いくら喋っても闇夜の鉄砲・梨の礫的な虚しさしか感じられなかったものである。今回のこの「第三者監理方式」のドタバタをきっかけに、公的・準公的な場で真剣に採り上げられるべき事項であると信じているものである。

以上